

福岡県医発第 3340 号（地）
令和 2 年 3 月 18 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について」の一部改正について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年 3 月 12 日付（福岡県医発第 3273 号（地））文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省労働基準局より、その後の事業者からの照会状況等を踏まえ、本通知を別添のとおり改正した旨、日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 下記下線部が改正箇所であり、主に実施時期の期日等が追加されております。
- 2) 厚生労働省ホームページに掲載されております新型コロナウイルスに関する Q & A（企業の方向け）の内容についても修正されておりますことを申し添えます。
(下記 URL より閲覧可能。)

記

1. 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、第 44 条に基づく定期健康診断、第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第 66 条第 1 項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ①雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ②定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合
- ③特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び 6 月以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合

については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のとおりとする。

2. 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

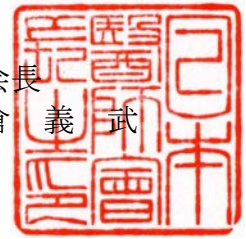
以上

令和2年3月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について（通達改正）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について、別紙のとおり、厚生労働省労働衛生課より、その周知について協力依頼がありました（令和2年3月3日付基発0303第1号通達改正）。

つきましては、これらの内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合
- ③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合

については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のとおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方向け) 掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00007.html

以上

事 務 連 絡
令和2年3月11日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について令和2年3月3日付け基発0303第1号により各都道府県労働局あて通知したところですが、その後の事業者からの照会状況等を踏まえ、同通知を別添のとおり改正いたしました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いいたします。なお、厚生労働省ホームページに掲載されている新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）の内容についても修正しておりますので、申し添えます。

基 発 0 3 0 3 第 1 号

令 和 2 年 3 月 3 日

改 正 基 発 0 3 1 1 第 3 号

令 和 2 年 3 月 1 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について令和2年3月3日付け基発0303第1号（以下「通達」という。）をもって通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合
- ③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合

については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。